

答弁書第五二号

内閣参質第四二号

昭和二十五年四月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出租税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出租税負担に關する質問に對する答弁書

戦後の財政需要のため国民の租税負担は可成り重いものになつていたが、政府としては、昭和二十四年度補正予算及び昭和二十五年度予算において極力歳出の削減を図り国民租税負担の軽減に努めたのであり、今後共歳出の節減に努め、租税負担の軽減を図りたいと考えている。

今營業者、農業者及び勤労者の国税及び地方税を通ずる直接税について昭和二十四年度におけるその負担の状況を見ると別表の通りであるが、昭和二十五年度の税制改正においては、基礎控除、扶養控除を引き上げて、小額所得者及び扶養親族の多い者の負担軽減に努めているのであつて、税制改正後における租税負担の状況はそれぞれ別表の通りであり、相当の軽減を図つた次第である。政府としては、今後とも全体としての国民の税負担の軽減を図るとともに各種所得者間及び大所得者と小所得者間の負担の公平とを期する所存であつて、国民の納税倫理の昂揚による自発的な申告納税成績の向上を期待するとともに税務行政能率の一層の刷新向上を図りたいと考えている。

国税及び地方税の直接税綜合負担額表

(給與所得者)

(單位円)

所得税額 税 目	税 額	
	二四年二五年平年	二四年二五年平年

独 身 者

世帯主(所得一五、〇〇〇円)と同居する場合

国 税	地 方 税	計	負 担 率 %	税 額	
				二四年二五年平年	二四年二五年平年
六、五〇〇	八、八八	一五、三八	一一・三三	一〇、〇四三	一五、二〇〇
五、二〇〇	三、〇五九	八、二五九	一一・三三	九、七六	一四、七三九
五、二〇〇	一、八三五	七、〇三五	一一・七〇	一、八三六	一四、七三九
一〇、〇四三	九、七六	一九、八〇三	一八・三六	一五、〇〇〇	二一、五三四

(夫)

(婦)

(夫婦及び子二人)

国 税	地 方 税	計	負 担 率 %	税 額	
				二四年二五年平年	二四年二五年平年
一三、三〇〇	一、六四八	一四、九四八	一一・八四	一三、五〇〇	一八、一四六
九、六〇〇	四、五八八	一四、一八八	一一・一八	一、八三四〇	一八、七四〇
九、六〇〇	三、九四〇	一三、五四〇	一一・四六	一、二一四	一四、七四〇
九、六〇〇	一、五四六	一一、一四六	一〇・二四	八、七四〇	一七、八七六

(夫婦及び子一人)

(夫婦及び子二人)

国 税	二四、〇三五	一七、三二五	一七、二三五	二〇、四三五	一八、三三五	一一、二三五
	地方 税	二、三七七	六、九四六	五、七〇四	二、一八六	六、三二九
計	二六、四〇三	二四、〇七一	二二、八三九	二二、六二二	二四、四三三	一七、五八四
負担率%	一七・六〇	一六・〇四	一五・三二	一五・〇七	二・二六	一〇・四九

(農業者)

改

正

所得金額 種 目 二十四年

専従者のない場合
(扶養家族四人)
" 一人の場合
(扶養家族四人)
" 二人の場合
(扶養家族四人)

国 税	六、二三五	—	—	—	—	—
	地方 税	一、五八〇	四、二四五	三、二四二	—	—
計	七、七五〇	四、二四五	三、二四二	—	—	—
負担率%	一一・〇三	六・〇六	四・四八	—	—	—
国 税	一五、六七七	四、七九九	二、三九九	二、三九九	—	—
地方 税	二、四八一	七、〇九六	五、三三九	七、四八二	—	—

000,000

15,0000

(遊業者)

所得金額 種 目	二四年		二五年		改 正
	平 年	平 年	平 年	平 年	
計	181.58	112.887	99.96	98.871	7.480
負擔率%	17.45	21.88	9.93	9.87	7.48
國 稅	14.78	15.73	15.73	13.73	9.71
地 方 稅	4.08	13.341	8.80	13.35	8.516
計	18.86	27.954	24.53	25.36	3.37
負擔率%	18.81	18.63	16.55	16.89	1.435
計	100.000	100.000	100.000	100.000	
國 稅	13.44	7.19	7.19	7.19	
地 方 稅	17.19	6.11	5.34	5.34	
計	29.57	13.30	12.53	12.53	
負擔率%	29.57	13.30	12.53	12.53	

專従者のない場合
 扶養家族三人
 專従者一人の場合
 扶養家族三人

		200,000		200,000	
その他の税	六、六七〇	五、三三〇	五、三三〇	三、九〇八	三、九〇八
国 税	四、八〇一	三、七七八	三、七七八	三、九〇八	三、九〇八
地 方 税	三、七三三	一、三三九	二、七三三	一、三六三	一、三九三
計	七九、五三三	四九、九七七	四九、四八〇	四九、五三二	四九、二〇〇
負担率 %	三九・七六	二四・九六	二四・七四	二二・六	二二・一〇
その他の税	一三、五〇〇	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇
国 税	八四、四五五	八、一八三	八、一八三	七五、一八三	七五、一八三
地 方 税	五三、八五一	二七、〇四二	二六、四五三	二七、四五	二五、七五六
計	一三八、三〇六	一〇八、三三三	一〇七、六三四	一〇三、六〇七	一〇〇、九三六
負担率 %	四六・一〇	二五・〇七	二五・八七	三三・一〇	三三・六四
その他の税	三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇

階級別租税負担比較表の税率は次によつた。

階級別租税負担比較表の税率について

(イ) 所得税

区 分	基 礎 控 除	勤 労 控 除	扶 養 控 除
現 行	一五、〇〇〇円	二五% (最高 三七、五〇〇円)	一、八〇〇円 (税 額 控 除)

改正案

二五、〇〇〇〃

(最高 三〇、〇〇〇円)

(所得控除) 一一、〇〇〇

(ロ) 地租及び家屋税は賃貸価格の九〇〇倍を課税標準とし、税率一、七五%による。

(ニ) 住民税は

- (1) 均等割 全国平均 改正案四八〇円 専従者八割とした。
- (2) 所得割 所得税額の一八%

但し二五年については、二四年所得税の一八%の合計額による。

(三) 取引高税は一% 附加価値税は四%による。

国税及び地方税の直接税総合負担表内訳

(給與所得者)

税

額

(単位円)

所得金額 税 目

二四年 二五年 平年 二四年 二五年 平年

(独 身 者)

世帯主(所得一五〇,〇〇〇円)
同居する場合

所得税	六、五〇〇	五、三〇〇	五、二〇〇	一〇、〇〇〇	五、二〇〇	五、二〇〇
地租及家屋税	一、五六	四〇九	四〇九	一、五六	四〇九	四〇九
住民税	一、七三	一、六五〇	一、四二六	二、三〇	二、一九三	一、三三〇
計	七、七八	七、三五九	七、〇三五	一三、八六一	七、八〇一	六、九三九
負担率%	一一・三	一一・〇	一一・七	一八・六	一三・〇	一一・四

六〇,〇〇〇

	(夫)		(夫婦及び子一人)		(夫婦及び子二人)	
	所得税	地租及家屋税	所得税	地租及家屋税	所得税	地租及家屋税
100,000	15,300	6,000	17,155	20,455	24,800	4,800
住民税	9,800	1,733	11,484	1,866	1,733	1,733
計	25,100	7,733	28,639	22,321	26,533	6,533
負担率%	14.84	14.84	13.54	11.24	8.74	7.76

	(夫婦及び子一人)		(夫婦及び子三人)	
	所得税	地租及家屋税	所得税	地租及家屋税
150,000	24,350	8,600	27,155	11,155
住民税	15,600	2,143	18,743	2,143
計	39,950	10,743	45,898	13,298
負担率%	17.60	16.04	15.21	11.61

(備考) 地租、家屋税は物価庁調(勤労家計の見透し第四次試算)による。

(農業者)

改

正

所得金額 税 目 二四年

専従者のない場合
(扶養家族四人)

専従者一人の場合
(扶養家族四人)

専従者二人の場合
(扶養家族四人)

二十五年 平 年 二十五年 平 年 二十五年 平 年

所得税 六、一五九

地 租 六〇七

家屋税 三六〇

住民税 六三三

計 七、七二五

負担率% 一一・〇三

所得税 一五、六七七

地 租 一、〇〇三

家屋税 三六〇

住民税 一、二八

計 一八、二五六

負担率% 一八・二五

七〇,〇〇〇

一〇〇,〇〇〇

所得税	六、一五九	一、五八四	四、八〇	四、七九九	三、三八九
地 租	六〇七	二、六一	二、六六一	三、七九七	三、七九七
家屋税	三六〇	一、五四	四、二四五	三、一四一	四、〇六
住民税	六三三	四、二四五	三、一四一	四、七九九	三、三九
計	七、七二五	一、五八四	四、八〇	四、七九九	三、三八九
負担率%	一一・〇三	二・二二	六・八八	六・八八	四・四八
所得税	一五、六七七	三、三〇一	一、三四三	三、六九五	一、二九九
地 租	一、〇〇三	二、八八七	一九、九三六	六、八七二	七、四八〇
家屋税	三六〇	二、八八	九・九三	九・八七	七・四八
住民税	一、二八	二、八八	九・九三	九・八七	七・四八
計	一八、二五六	二、八八	九・九三	九・八七	七・四八
負担率%	一八・二五	二・二二	六・八八	六・八八	四・四八

		150,000			
所得税	36,784	15,733	15,733	2,733	2,733
地租	1,280				
家屋税	6,000	5,512	5,512	5,512	5,512
住民税	3,218	6,794	3,308	7,113	3,153
計	46,286	27,954	24,552	55,326	22,377
負担率%	55.81	26.32	16.35	16.89	14.55
				15,655	12,194

備考

1 所得金額は、地租及家屋税を必要経費として控除しない前のものである。従つて課税所得金額は所得金額から、地租、家屋税のうち、事業の用に供せられる部分を差引いたものとなる。

2 専従者とは、原則として生計を一にし所得の一定額以下の者で、所得税の算定上扶養控除を受ける者をいう。

3 耕地、宅地及び家屋は、次により推定したものである。

所得金額	耕地反別		宅地	家屋
	田	畑		
70,000円	3反	5反	150円	30坪
100,000円	7	5	150	30

一五〇、〇〇〇

一〇

五

二〇〇

三〇

(營業者)

(單位円)

所得金額 税 目

二十四年

二十五年 平 年

二十五年 平 年

税 額

専従者のない場合
(扶養家族三人) 専従者一人の場合
(扶養家族三人)

所得税	事業税	地租	家屋税	住民税	計	負担率%	取引高税	附加価値税	合計
一三、六八四	一五、一七〇	一八〇	九〇〇	九四四	三、五七六	三九・五七	六、六七〇	—	三、三〇
七、二八九	—	三、四七三	—	三、七一九	一三、三七〇	一三・三九	—	一八、六九三	一七、七五五
七、二八九	—	三、四七三	—	一、七四四	二、三、四四五	二二・四三	—	—	—

100,000

		100,000					100,000				
所得稅	4,801	5,708	5,708	3,908	3,908	事業稅	3,380				
地租	480	5,655	5,655	5,655	5,655	地租	480				
家屋稅	1,200					家屋稅	1,200				
住民稅	2,622	7,549	7,087	7,938	6,677	住民稅	2,622				
計	7,953	49,927	49,480	45,521	44,300	計	7,953				
負擔率%	39.7	34.96	34.74	33.7	33.10	負擔率%	39.7				
取引高稅	13,500					取引高稅	13,500				
附加價值稅	—	10,800	10,800	10,800	10,800	附加價值稅	—				
合計	93,033	60,727	60,280	56,321	55,000	合計	93,033				
所得稅	84,455	81,182	81,182	75,182	75,182	所得稅	84,455				
事業稅	45,487					事業稅	45,487				
地租	900	11,360	11,360	11,360	11,360	地租	900				
家屋稅	2,700					家屋稅	2,700				
住民稅	4,749	15,681	15,093	16,065	14,396	住民稅	4,749				
計	126,366	128,333	127,636	123,677	120,928	計	126,366				

負担率%	四六・一	三六・〇七	三五・八七	三四・二〇	三三・六四
取引高税	二〇,〇〇〇	—	—	—	—
附加価値税	—	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇
合計	一五八,三三六	一三四,三三三	一三三,六四四	一二八,六三七	一二六,九三八

備考

一、所得金額は、事業税、地租及び家屋税を必要経費として控除しない前のものである。従つて課税所得金額は、所得金額から、地租、家屋税のうち事業の用に供せられた部分のもの及び事業税を差引いたものとなる。

二、専従者とは、原則として生計を一にし所得の一定額以下の者で所得税の計算上扶養控除を受ける者をいう。

三、地租家屋税は右により推定した。

所得金額	宅	地	家
千円	坪	坪	坪
一〇〇	三〇	一五	—
二〇〇	四〇	二〇	—
三〇〇	五〇	三〇	—

四、取引高税及び附加価値税は、營業者を物品販売業小売と仮定し次により推定した。

取引高税

取引金額 所得金の十五分の一〇〇(純益二五%)

税率 一%

附加価値税

附加価値額 売上高の二六%

税率 四%